


2021年3月25日 デジタル・フォレンジック研究会法務・監査分科会

# 民事訴訟法改正の中間 報告における議論 の要点

湯浅 壘道

情報セキュリティ大学院大学




## 法制審議会 - 民事訴訟法(IT化関係) 部会のページ

---

- ▣ [「民事訴訟法\(IT化関係\)等の改正に関する中間試案」\(令和3年2月19日\)の取りまとめ](#)
- ▣ [法制審議会民事訴訟法\(IT化関係\)部会第9回会議\(令和3年2月19日開催\)](#)
- ▣ [法制審議会民事訴訟法\(IT化関係\)部会第8回会議\(令和3年1月22日開催\)](#)
- ▣ [法制審議会民事訴訟法\(IT化関係\)部会第7回会議\(令和2年12月25日開催\)](#)
- ▣ [法制審議会民事訴訟法\(IT化関係\)部会第6回会議\(令和2年11月27日開催\)](#)
- ▣ [法制審議会民事訴訟法\(IT化関係\)部会第5回会議\(令和2年11月6日開催\)](#)
- ▣ [法制審議会民事訴訟法\(IT化関係\)部会第4回会議\(令和2年10月9日開催\)](#)
- ▣ [法制審議会民事訴訟法\(IT化関係\)部会第3回会議\(令和2年9月11日開催\)](#)
- ▣ [法制審議会民事訴訟法\(IT化関係\)部会第2回会議\(令和2年7月10日開催\)](#)
- ▣ [法制審議会民事訴訟法\(IT化関係\)部会第1回会議\(令和2年6月19日開催\)](#)

[http://www.moj.go.jp/shingi1/housei02\\_003005.html](http://www.moj.go.jp/shingi1/housei02_003005.html)




# 裁判手続に関する情報システム

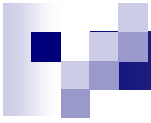
- 最高裁判所が独自に開発・運用
- 詳細を最高裁判所は明かしていない
- 10種類程度のシステムが稼働しているとみられる
- 裁判手続に関するシステムについては、司法事務に関する事項であるから、あるいは訴訟に関する手続であるからという理由で、それは規則で定めるべき?



## ■ 法制審議会民事訴訟IT化部会における議論の所与の前提

- 民事訴訟のIT化にあたり、それを具体的に実現する情報システムやネットワークに関する事項は最高裁判所が検討
- 現時点においては詳細は部会にも提示されず
- 部会における審議は、常に裁判所の規則で定められるべき情報システムやネットワークに関する事項の詳細が全く不明なままで、もっぱら手続に関する議論

- 
- 立法府である国会が定める民事訴訟法の側で、システムやネットワークの詳細を規定
  - それに基づいて最高裁判所は必要となる規則の改正等を行い、システムやネットワークを開発すべきか
  - 法律で定めるべき事項なのか、裁判所の規則で定めるべき事項なのか、あるいはどのように両者が棲み分けるべきか



論点



# 総論

## ■ 甲案


- 原則としてすべて電子化
- 電子情報処理組織を用いてすることができないやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない

## ■ 乙案

- 訴訟代理人はすべて電子化

## ■ 丙案

- 任意に選択

- 
- 「電磁的記録に係るファイル形式は、**解読方法が標準化**」
  - 「裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録したものに係るファイル形式と異なる他のファイル形式の電磁的記録を有しているときは、その者に対し、当該他のファイル形式の電磁的記録を提供することを求めることができる。」





## ■ 本人確認

- アカウント管理
- 本人と訴訟代理人の代理関係の確認は特に議論されず
- 訴訟代理人と、その事務補助者

## ■ 濫用的な訴えの提起

- IT化は濫用を招く?
- デポジット



- 環境の確認

- 本人確認

- 所在の確認


- 出頭する者に対する不当な影響

- 外部に漏れないこと

- 録音、録画

- 弁護士事務所

- 自宅

- 
- 写真の撮影、録音、録画、放送その他これらと同様に事物の影像又は音を複製し、又は複製を伴うことなく伝達する行為の禁止と制裁
  - 公衆送信
  - 第三者
  - プロバイダ責任制限法




# 書証

- 書証の証拠調べ手続を基本的には採用
- デジタルな証拠に関する全く新しい証拠調べ概念は採用せず
- 書証に準ずる新たな規律を設ける
- 電磁的記録であって「情報を表すために作成されたもの」ではないもの



# 電磁的記録

- メタデータの必要性、電子署名や電子証明書について議論
- すべての書証類について厳格な原本性を求めることには否定的
- メタデータも含め、「改変が行われていない」ことを担保(具体的な方法は限定しない)
- 誰がどのタイミングで改変が行われていないことを保証?

- 
- ファイルがクラウド上に分散されて保存されている場合
    - 改変にあたるのか
    - 分散されたまま取り扱うべきか
  - 電磁的記録における「原本」という概念
    - 送信された電磁的記録は、内容が同一であるだけで複製物にすぎないのではないか
    - デジタルネイティブ



# 判決

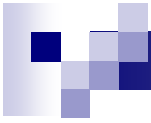
- 作成主体の明示
- 改変が行われていないことを確認できる措置
  - 作成主体(裁判官)の本人性、権限
  - 具体的な明示や改変が行われていないことを確認できる措置の方法については明示せず
- 電子判決書
  - 判決データのオープン化も考慮すれば、XML化なども



# 記録の閲覧

- 「裁判所に設置された端末による」
  - インターネット経由での訴訟記録の閲覧の可否につき議論
  - 利便性 v.s. プライバシーや守秘性への危惧
- 保存年限
  - 最高裁からはシステムの容量の問題と答弁
  - 長期保存による情報漏洩の機会増大等、セキュリティへの危惧
- 複製






## システムに関する問題



# サイバーセキュリティ

- サイバーセキュリティ基本法第25条第1項第2号
  - サイバーセキュリティ戦略本部に対して、国の行政機関等のサイバーセキュリティに関する対策の基準を作成するように求める
  - 「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」
  - 適用対象は「国の行政機関、独立行政法人及び指定法人（以下「機関等」という。）」に限定

- 
- 司法府に属する最高裁判所が開発・運用する民事訴訟のIT化システムは、独自にセキュリティ対策
  - 責任
    - 民事訴訟IT化システムがサイバー攻撃を受け守秘性が高い情報が流出した場合
    - 訴訟代理人のパソコン等から守秘性の高い情報が流出・漏洩した場合
  - ベンダーロックの恐れ、当該事業者自身